

## 【スイス】移民規制を強化する国民投票

海外立法情報課 渡辺 富久子

\* 2014年2月9日に実施された国民投票において、年間の移民流入数に上限を設ける旨の国民党による国民発議が50.3%という僅差の賛成により採択された。

### 1 国民投票の背景

スイスは欧州連合（以下「EU」）に加盟していないが、EUと100以上の協定を締結することにより、経済的な恩恵を享受してきた。これらの協定の1つに第1次2国間協定（1999年締結、2002年発効）があり、これは人の自由な移動や陸上・航空輸送等の7分野に関する7協定を一括して締結したものであった。

この7協定の1つである人の自由な移動に関する協定（以下「自由移動協定」）（注1）は、適用が漸次拡大され、スイスでは国外からの人口流入が人口流出を上回る状態が続いている。過去5年間の外国人の純増は毎年約8万人（内70%はEU加盟国出身）であり、スイスの全人口が約800万人であることから、毎年1%ずつ人口が増えていく計算とされている。また、全人口に占める外国人の割合は23%（2013年）と、他の欧州諸国と比べて高い（注2）。

こうした状況を背景に、右派の国民党（SVP）は2000年代に勢力を伸ばし、イスラム教のミナレットの建設を禁じる国民発議、重罪を犯した外国人の国外追放を求める国民発議を提出し、それぞれ2009年及び2010年の国民投票で採択されてきた（注3）。

### 2 移民の大量流入に反対する国民発議

スイスの国民発議は、10万人以上の有権者の署名を得て、国民が憲法の改正を提案することができる制度である（注4）。国民発議の採択には、投票者の過半数のほか、州の過半数の賛成が必要となる。今回新たに憲法に加わった条文は次のとおりである。（〔〕内の語は、訳者が補った。）なお、今回の国民投票にいう移民には、外国人法で定める滞在資格（注5）を有する外国人のほか、難民も含まれる。

#### 第121a条 移民の規制

- 1 スイスは、外国人の移住を独自に規制する。
- 2 スイスにおける外国人滞在の許可数は、年間の上限数及び割当数によりこれを制限する。上限数は、外国人法で定めるすべての滞在資格に適用し、難民も含める。長期滞在、家族呼寄せ及び社会給付の請求権は、これを制限することができる。
- 3 職業活動に従事する外国人の年間の上限数及び割当数は、スイス経済全体の利益に鑑みて決定し、〔雇用は〕スイス人を優先するものとする。〔上限数及び割当数は、〕越境労働者の数を含む。滞在資格の付与の基準は、特に、雇用主の求人並びに〔当

該外国人の]適応能力及び十分かつ自立した生計手段とする。

- 4 この条の規定に反する国際協定を締結してはならない。
- 5 細目は、法律で定める。

さらに、第 197 条第 9 項に経過規定を置いて、3 年以内に第 121a 条の規定に反する国際協定について他方の協定当事者と交渉して当該協定を改正し、3 年以内に第 121a 条の規定を実施する法律を施行しなければならない旨が定められた。

この国民発議は、投票した国民の 50.3%、全州が有する 23 票中 14.5 票の賛成を得て採択された。投票の傾向として、仏語圏より独語圏及び伊語圏、都市部より農村部で賛成票が多かったことが指摘されている（注 6）。SVP は、投票運動において、外国人の増加による電車や道路の混雑、家賃や地価の上昇等を訴え、国民の不安感を煽った。こうしたこともあり、政府、議会、主要政党、経済界、使用者団体、労働組合の反対にもかかわらず、SVP によるこの国民発議は採択されることとなった（注 7）。

### 3 EU との関係

今回導入された移民の規制に関する規定は、スイスが EU と締結している自由移動協定と相容れない。EU は、スイスが 3 年以内に制定する実施法の内容を見て判断するとしているが、自由移動協定が解消されれば、第 1 次 2 国間協定として一括して締結された他の 6 協定も 6 か月後に失効する（注 8）。スイスは、2013 年に EU に加盟したクロアチアにも自由移動協定を段階的に適用していく考えであったが、国民投票の結果を受けてこれを中止した。さらに、スイスと EU との間の他の協定及び他の EU 加盟国の移民政策への影響も懸念されている。

注(インターネット情報は 2014 年 3 月 17 日現在である。)

- (1) Abkommen zwischen der Schweizerischen Eidgenossenschaft einerseits und der Europäischen Gemeinschaft und ihren Mitgliedstaaten andererseits über die Freizügigkeit (AS 2002 1529; BBl 1999 7027)
- (2) „Schweizer für Begrenzung von Einwanderung,“ *FAZ*, 10. Februar 2014, S.1.
- (3) 踊共二『図説スイスの歴史』河出書房新社, 2011, pp.131-132.
- (4) 山岡規雄『各国憲法集(6) スイス憲法』国立国会図書館調査及び立法考査局, 2013, pp.20-24.
- (5) 外国人法で定める滞在資格は 4 種あり、短期滞在（特定目的で 1 年未満）、滞在（特定目的で 1 年以上）、定住（滞在許可を有して 10 年以上）、越境労働である。戸田典子「スイスの外国人政策と新しい外国人法」『レファレンス』688 号, 2008.5, p.40. <[http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/2008\\_05\\_688/068802.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/2008_05_688/068802.pdf)>
- (6) 連邦統計局のウェブサイトを参照。<<http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/de/index/themen/17/03/blank/ke/2014/013.html>>
- (7) „Angst vor Fremdbestimmung,“ *Frankfurter Rundschau*, 10. Februar 2014, S.10.
- (8) „Bundesrat will schnell mit Brüssel verhandeln,“ *Neue Zürcher Zeitung*, 11. Februar 2014, S.29.